

青森県沖日本海（南側）における協議会（第3回）

日時 令和5年5月9日（火）14：00～16：00

場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」交流ホール

○経済産業省（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づく青森県沖日本海（南側）における協議会を開催いたします。

本日も、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議ですが、一部構成員の方には、オンライン会議アプリを使って、各自の職場、自宅などから会議に参加いただいております。リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。オンライン会議の開催に当たりまして、主にオンラインで出席される構成員へ向けて、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目です。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のカメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言を希望される際は、チャット機能を活用させていただいて、発言希望の旨を御入力いただくようお願いいたします。座長から、何々委員、御発言をお願いすると御指名いただきますので、カメラとマイクをオンにいただき、御発言いただければと思います。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

そのほか、もし何か御不明点などございましたら、おっしゃっていただければと思います。

さて、令和3年12月22日に開催いたしました第2回の協議会では、洋上風力発電に係る漁業影響調査、それから環境影響、電波障害、風車の構造安全性について、専門家の方々から御説明をいただきました。その後、約1年半空いてしまいました。その間、経産省、国交省もつがる市をはじめ関係者の皆様とお会いさせていただきまして、地元で開催されております青森県沖日本海（南側）有望区域促進協議会に参加させていただき、お話

合いを重ねてまいりました。

こうした背景を踏まえまして、本日は、他地域の協議会の状況を簡単に御紹介するとともに、地元で開催されてきた促進協議会での議論も踏まえまして、この地域で洋上風力を進める場合の将来像などについて御議論いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただければと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、本協議会の出席者について御紹介いたします。前回から時間が経過しておりますので、改めて全構成員を御紹介いたします。なお、オンラインで御出席の場合には、御紹介のときのみカメラをオンにいただければと思います。

まず、国土交通省港湾局海洋・環境課、榊原基生様。

○国土交通省（事務局）

榊原です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

農林水産省水産庁、森田浩史様。

○農林水産省水産庁

森田です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

青森県エネルギー総合対策局局長、荒関浩巳様。

○青森県エネルギー総合対策局

荒関です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

つがる市長、倉光弘昭様。

○つがる市

よろしく申し上げます。

○経済産業省（事務局）

鱒ヶ沢町、平田町長の代理としまして、副町長、加藤隆之様。

○鱒ヶ沢町

加藤です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

深浦町長、吉田満様。

○深浦町

吉田満です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

青森県漁業協同組合連合会、松下代表理事会長の代理として、指導部次長、兼平欣一様。

○青森県漁業協同組合連合会

兼平です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

車力漁業協同組合代表理事組合長、西北水産振興会会長の尾野明彦様。

○車力漁業協同組合

尾野です。よろしくお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

鱒ヶ沢町漁業協同組合代表理事組合長、富田重基様。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

よろしくお願いたします。

○経済産業省（事務局）

鱒ヶ沢町漁業協同組合副組合長、石岡清美様。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧赤石水産漁業協同組合）

石岡です。よろしくお願いたします。

○経済産業省（事務局）

新深浦町漁業協同組合代表理事組合長、小枝裕幸様。

○新深浦町漁業協同組合

よろしくお願いたします。

○経済産業省（事務局）

風合瀬漁業協同組合代表理事組合長、鈴木武利様。

○風合瀬漁業協同組合

よろしくお願いたします。

○経済産業省（事務局）

青森県日本海機船底引網漁業者会会長、嶋元武信様。

○青森県日本海機船底引網漁業者会

嶋元です。よろしくお願いたします。

○経済産業省（事務局）

日本内航海運組合総連合会海務部副部長、畑本郁彦様。

○日本内航海運組合総連合会

畑本でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

東京大学名誉教授、荒川忠一様。

○東京大学

荒川です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

弘前大学地域戦略研究所所長、本田明弘様。

○弘前大学地域戦略研究所

本田でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室特任教授、桐原慎二様。

○弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室

桐原と申します。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事、工藤拓毅様。

○日本エネルギー経済研究所

工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

一般社団法人海洋産業研究・振興協会顧問、中原裕幸様。

○海洋産業研究・振興協会

中原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

最後に、オブザーバーを御紹介いたします。環境省大臣官房環境影響評価課課長補佐、
會田義明様。

○環境省（オブザーバー）

會田です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

防衛省防衛政策局運用政策課運用支援室長、山田雅彦様。

○防衛省（オブザーバー）

山田です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料について確認いたします。皆様、お手元の資料を御確認いただければと思います。まず、議事次第のほかに、資料1としまして出席者名簿、資料2としまして配席図、資料3としまして他地域の協議会の状況、資料4としまして協議会意見とりまとめイメージ、資料5としまして青森県沖日本海（南側）の将来像叩き台。

このほかに、参考資料1としましてこの協議会の運営規程、参考資料2としまして前回、第2回協議会の議事要旨をつけております。また、参考資料3としまして、国の事業として実施した青森県沖日本海（南側）における海底地盤調査の概要をつけております。こちらは本日の協議会での説明は割愛させていただきます。調査結果について、参考までに本日の参考資料の形で加えさせていただいております。

もしお手元の資料に不足があれば、お知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に参考資料1を御覧いただければと思います。お開きいた

だきまして、協議会運営規程を御覧いただければと思います。協議会運営規程の第8条を御覧いただければと思います。この第8条の規程によりまして、座長、副座長の任期は2年とされております。1回目に開催してから、座長、副座長の任期2年を過ぎておりますので、改めて運営規程の第6条に基づく座長及び副座長の選任をさせていただきたいと思っております。

座長については、互選により選任され、会務を総理すること、また、副座長については、座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときはその職務を代理することとしております。

それでは、この規程に基づきまして、座長の互選に入らせていただきます。本協議会の座長について、御推挙ありますでしょうか。

○弘前大学地域戦略研究所

はい。

○経済産業省（事務局）

本田先生。

○弘前大学地域戦略研究所

荒川先生を推薦させていただきます。

○経済産業省（事務局）

今、本田先生から、荒川先生を引き続き座長に御推挙されとの御意見がございました。この御意見に御異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。それでは、荒川先生に座長をお願いし、以降の進行を荒川先生にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○東京大学（座長）

改めて御推挙いただきまして、座長を務めることになりました荒川です。皆様、これか

らもどうぞよろしくお願ひ申し上げます。この後は座ってやらさせていただきます。

早速ですが、先ほどの説明の中で、副座長については座長が指名するとされていますので、引き続き本田先生に副座長をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○弘前大学地域戦略研究所

よろしくお願ひいたします。

○東京大学（座長）荒川座長

これは推薦で、承認を得る必要はないことで、これで認めていただいたことで、本田先生、副座長をよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の進行を進めさせていただきます。

それでは、議題（１）他地域の協議会の状況に入りたいと思ひます。事務局より説明をお願ひいたします。

○経済産業省（事務局）

承知しました。

それでは、皆様、お手元の資料３を御覧いただければと思ひます。１ページ目に日本地図、表が載っております。そちらを御覧いただければと思ひます。

まず、表を御覧いただければと思ひます。現在第２ラウンド公募と称しまして、表の中の⑤番から⑧番、秋田県八峰町・能代市沖から新潟県村上市胎内市沖の４海域についての事業者を現在公募中でございます。昨年末から今年６月３０日までという形で公募を行っております。

⑩番、山形県の遊佐町です。こちらについては、３月末に法定協議会のとりまとめがなされました。したがって、この第２ラウンドの公募にかかっている区域と、先日とりまとめが行われた⑩番の山形県遊佐町沖の法定協議会のとりまとめ状況について御説明したいと思ひます。

まず２ページ目が、秋田県の八峰町・能代市沖の協議会意見とりまとめでございます。こちらは令和４年６月ですが、３ページ目を御覧いただければと思ひます。各区域の法定協議会のとりまとめの中では、その区域の特徴を踏まえて、漁業影響調査の手法を記載しております。

例えば、(2)です。地域や漁業との共存及び漁業影響調査について、上から2つ目のポツです。選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること。その下のポツです。選定事業者は、洋上風力発電関連産業の立地に向け、地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。3ページ目の一番下の行です。基金への出捐等の規模については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力の規模に、キロワット当たり単価250、それから公募占用計画の最大認定期間30を乗じた額、すなわち発電設備出力×250×30で算定される額を目安としております。

(3)の上2つ目のポツです。4ページ目です。そこには、選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づいて、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者と協議を行うこと。漁業影響調査の開始期間について、少なくとも建設工事の1年程度前から漁業影響調査に着手することとし、発電事業の開始後も継続して実施すること。調査の具体的方法・時期については、協議会での議論や、別途開催する実務者会議における検討内容、意見・助言を尊重することにしております。

この地域では、法定協議会の下に実務者会議を設置しておりまして、その実務者会議の中で漁業影響調査手法を決めるとともに、実際に発電事業者が実施している漁業影響調査の結果についてはこの実務者会議の中で検討し、意見・助言を求めていく形を取っています。

11ページ目を御覧いただければと思います。こちらが、秋田県八峰町・能代市沖の漁業影響調査手法でございます。先ほど申し上げました法定協議会の下に設置した実務者会議でとりまとめたものでございます。実際にこの11ページ目以降を御覧いただきますと、漁業影響調査の考え方が12ページ目です。3ポツであります。目的や想定される影響、その下に行って、13ページ目に、漁場環境への影響としてどのようなものが想定されるのか。その上で、3)で調査方法です。この地域の特徴としましては、例えばハタハタやサケも、対象魚種を特定した上で、どのような調査を行っていくのか、その後の14ページ目、15ページ目、16ページ目と続いています。

18ページ目を御覧いただければと思います。具体的にこの海域で捕れます生物について特定した上で、どの時期にどの程度の頻度で調査していくかを表にまとめたものがこちらでございます。例えばハタハタやカレイ、ヒラメも、それらについて、建設前、建設工事中、稼働開始後、どの時期にどのような調査を実施していくかを示したものになります。

20ページ目を御覧いただければと思います。こちらは長崎県西海市江島沖の協議会のとりまとめでございます。令和4年5月31日にとりまとめを行っています。

21ページ目です。(2)ですが、この地域の特徴を踏まえた地域や漁業との共存及び漁業影響調査が示されております。②番ですが、選定事業者は、本海域における洋上風力発電事業が日本の離島振興モデルとなることを目指して、地元自治体が江島の人口減少対策や生活面での利便性向上などに向けて、江島の振興に関する計画を策定する際には、その検討に協力すること。⑤番、選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念の下、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等を行うこと。地域や漁業との協調・共生策の検討・実施に参画するとともに、公募占用計画の策定に当たっては、4ポツ、「おわりに」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。それから、⑥番、基金への出捐等の規模については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力の規模に250×30で乗じた額を目安にしています。

22ページ目に行きまして、⑩番です。ここの地域についての発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は、少なくとも建設工事の1年程度前から漁業影響調査を開始すること。具体的な方法ですとか時期については、選定事業者が決まった後に協議会において意見、助言を得て決定していくことにしています。

(3)の①、最後の行です。なお、海底送電線等の敷設ルートは、西海市本土方面から陸揚げすることを基本として検討を行うこと。実際にはわせる送電線のルートについても、ある程度このような形で指定しております。

23ページ目です。一番上の③です。選定事業者は、島内居住者に対する騒音等の影響を防止する観点から、江島島内の住宅から800メートル以内の海域には洋上風力発電設備等を設置しないこととしています。

24ページ目です。上の④番です。こちらは、世界文化遺産、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が近くにあります。その構成される資産からの眺望について、関係機関と十分な協議を行うことを指定しております。

4ポツ、「おわりに」です。洋上風力を実施することによって、共生策、それから基金を積んでプロジェクトが進みます。その基金を積んで、実際にどのような地域振興策、漁業振興策を進めていくのか、その先にある将来像はどのようなものなのかをお示ししたのがこの4ポツになっています。先ほど申し上げましたこの江島は過疎化が進んでおります。小・中学校の廃校問題といった事態にも直面していることを受けまして、この地域の交流

人口の増加につながるプロジェクトを進めていくことを長崎県江島沖では求めております。

28ページ目でございます。こちらは、既設海底ケーブルの位置と、江島の住居から800メートルの範囲がどこなのか、要するに風車を設置してはいけないエリアを図示したのものになります。

続きまして29ページ目です。新潟県の村上市・胎内市沖の法定協議会のとりまとめになります。こちらは令和4年6月20日にとりまとめたものになっています。

30ページ目です。こちら(2)は、地域や漁業との共存及び漁業影響調査にしています。③番にあります、他区域と同様に共生基金を積んで、その共生基金を使いながら地域振興策、漁業振興策を実施していくことにしています。

31ページ目の⑧番です。発電事業による漁場への影響について十分に配慮するために、選定事業者は、この村上市・胎内市沖における協議会の実務者会議において検討した漁業影響調査の考え方に記載した内容を十分に考慮した上で、実務者会議における議論を経て、漁業影響調査内容を設計し、決定することになっています。漁業影響調査の実施に当たりましては、実務者会議を通じて説明・報告を適時行うと。そこで出された意見・助言を尊重して取り組むこととしています。

(3)の②です。この海域では、促進区域については海岸から3海里以内とした上で、選定事業者は、促進区域内のおおむね水深20メートル以浅ないしはおおむね水深20メートル以浅の範囲で別途設定する海域には、洋上風力発電設備を設置しないこととしています。

同じように、③、④番です。具体的にどういうエリアにはブレードの回転エリアを含んで設置してはいけないかを図示する形にしています。

33ページ目を御覧ください。4ポツです。こちらも洋上風力発電事業を通じた村上市、胎内市の将来像を記載しております。この海域は、昔からサケ漁が盛んなエリアでございまして、サケ文化を洋上風力のプロジェクトを通じて実施する地域振興、漁業振興策の中でしっかり後の世代につなげていく、継承していくことに重点を置いた将来像になっています。

続きまして37ページ目を御覧ください。こちらが村上市・胎内市沖の漁業影響調査の考え方をお示したのものになっています。具体的には38ページ目以降です。配慮すべき海生生物や漁法とその特徴で、そこがございます(1)番から(5)番まで、各魚類について実態としてどのような状況になっているかをお示するとともに、39ページ目から

は、どのような形で漁業影響調査を実施していくかを記載しております。例えば、漁獲量・水揚げ量、漁獲努力量を数値として取っていくことになります。

40ページ目、41ページ目でございます。40ページ目の(2)です。促進区域内を影響域としまして、促進区域の外を対照域としまして、促進区域の中と促進区域の外の両方の海域をモニタリングしていくことで、実際に先ほど御説明しました漁獲量にどのような変化があったのか、その変化の傾向が同じであれば、洋上風力の影響ではないと、逆に変化の傾向について違う傾向を取っていれば、これは洋上風力の影響によるものとの捉え方をここでお示ししています。

42ページ目です。上の(3)番です。新潟県の村上市・胎内市沖につきましては、モニタリングの実施については着工前1年、それから工事期間中、運転開始後3年を目安とした上で実施する形を取っています。

43ページ目でございます。こちらは発電設備等の設置に制約が生じる範囲で、公募に参加される発電事業者に対して、実際に洋上風車を設置してはいけないエリアをお示ししています。43ページ目、44ページ目に具体的な座標、北緯、東経の座標もお示したものがございます。

47ページ目でございます。秋田県の男鹿市・潟上市・秋田市沖の法定協議会のとりまとめでございます。こちらは令和4年8月2日にとりまとめたものでございます。

(2)番の⑥番に基金への出捐額の規模のものがございます。

49ページ目の⑩番です。こちらは、同じく漁業影響調査についてですが、建設工事前のこちらは2年間について漁業影響調査を実施し、開始後も少なくとも3年間は継続することにしてあります。実際に調査の仕方については、漁業影響調査手法を協議会でとりまとめておりまして、それに基づいて実施していくことにしています。

⑫番を御覧いただければと思います。選定事業者は、地域や漁業との協調・共生策の提案に当たっては、4ポツの洋上風力発電事業を通じた将来像の趣旨を踏まえることとしてあります。

49ページ目の一番下の③番です。このエリアにおいても、実際に風車を設置してはいけないエリアを明示しています。船越水道を航行する船舶の通行路における安全航行を確保するための理由でございます。

51ページ目を御覧いただければと思います。4ポツです。こちらが洋上風力発電事業を通じた、男鹿市、潟上市、秋田市の将来像です。52ページ目、53ページ目と続いて

おりますが、洋上風力発電を通じてどのような地域振興策を実施していくのか、漁業振興策を実施していくのかを明記しております。

56ページ目でございます。こちらが男鹿市・潟上市・秋田市沖の法定協議会でとりまとめた漁業影響調査手法になっています。他区域と同様に、対象とする魚種は何なのか、それから、調査方法、調査の頻度を60ページ目、61ページ目、62ページ目につけております。

64ページ目でございます。こちらは、発電設備等の設置に制約が生じる範囲です。先ほどお話ししました船越水道を出入りする船舶の通行の安全を確保する観点から、その赤いエリアについては風車の設置をしてはいけない形で図示しております。

最後、66ページ目でございます。こちらが山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめです。今年3月29日にとりまとめたものになっております。

67ページ目でございます。(2)の②の最後の行にあります、ほかの海域と同様に、発電事業者が計画を策定し国に提案する際には、この遊佐地域の将来像に記載された内容を踏まえて、地域振興策、漁業振興策の提案を行うこととしています。③番にあります、その実施に必要な基金の出捐規模についても明示しております。

続いて68ページ目です。上の⑧番でございます。他海域と同様に、漁業影響調査手法についても、山形県遊佐町沖において実施する調査の考え方をお示ししております。この内容をしっかり踏まえた上で調査を実施し、その上で別途設置されます検討委員会に対して説明・報告を行い、そこで出てきた意見・助言を尊重して取り組まなければいけないとしております。

(3)の①です。他海域と同様に、発電設備の設置の検討に当たって、配慮すべき漁具・漁法とその特徴の記載の内容を踏まえて、漁業との協調を考慮した発電設備の設置・配置の検討を行うとしています。

②番です。この地域における漁業の状況に鑑みて、ここは海岸線から1マイルより陸側の海域には、海底ケーブル、その附属設備を除く洋上風力発電設備を設置してはいけない形を取っています。

74ページ目でございます。他海域とは異なって、この地域については、法定協議会のとりまとめの別紙で、洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像をとりとまとめています。こちらの将来像は4ページにわたっておりまして、他海域と同様に、地域の将来像、海面漁業としての目標、内水面漁業としての目標を、75ページ目から76ページ目、77ペ

ページ目にかけてお示ししています。

78ページ目からが、遊佐町沖の漁業影響調査の考え方でございます。こちらも他の海域と同様に、この海域で特徴となります水産生物を特定するとともに、どのような漁業影響調査を実施していくのかを具体的にお示ししています。

83ページ目でございます。調査を実施する期間及び調査の実施時期です。この海域では、調査は着工の2年前から開始することを基本とし、工事期間中から運転開始後3年間を目安とした上で、対象魚種の特徴や長期的な視点での影響を考慮し、漁業影響評価に必要な期間を別途これは設定する形を取っています。

このような形で、海域ごとにその海域の特徴を踏まえて、実際に実施していく漁業影響調査の内容、漁業や地域の振興策をどのような方向に向かって進めていくべきなのかを、将来像でとりまとめてお示ししています。これまでの協議会の中でも御説明してまいりました、法定協議会のとりまとめは、今後、国が発電事業者を公募する際の公募要領、すなわち公募条件になります。これを踏まえていない事業者については失格になることで審査していくこととなります。

資料3については以上でございます。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございました。この件に関する質疑は後でまとめてやらせていただきたいと思っております。

続きまして、議題（2）洋上風力発電事業者への留意事項及び地域の将来像について、事務局より御説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

承知しました。

それでは、皆様、資料4と資料5を御覧いただければと思います。協議会意見を将来とりまとめていくときのイメージとしてお示ししているものです。今、他海域の状況を御説明いたしました。それらを踏まえて、この海域に特徴ある特有の事象も踏まえながら、実際とりまとめていく必要があると考えております。

まず1ポツの全体理念です。選定事業者は、協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。それから、（2）にありますように発電設備、これは附属設備も含めてですが、これ

を設置するまでに、発電事業の実施について、協議会の構成員となっている漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における発電設備等の整備に係る海域の利用について了承することとしております。

2番です。地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてです。

まず、共生基金です。(1)番です。選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念の下、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等を行うこと。基金への出捐等の規模(総額)については、他海域の事例でも御説明しましたとおり、発電設備出力の規模に応じて算定される額、 250×30 を目安とする。

(3)番です。各年度の基金への出捐等の額、使途、その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定された事業者が協議会構成員に対し、必要な協議をすること。

(4)番です。選定事業者、関係漁業者、地元自治体等は、基金への出捐、基金の設置・運用に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現との両立に配慮すること。

続いて漁業影響調査です。漁業影響調査については、(1)番です。選定事業者は、本海域における漁場の実態に基づき、漁業との協調・共生・振興策について関係漁業者等と協議を行うこと。また、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、建設工事前に2年間の漁業影響調査を実施することとし、発電事業の開始後も少なくとも3年間は継続して実施すること。調査の具体的方法及び時期については、協議会での議論や協議会が提案する調査手法に留意すること。関係漁業者、学識経験者、地元自治体の意見・助言を尊重することとしています。

ただ、今まで御説明しましたとおり、調査対象とする魚の種類ですとか実際に調査をする期間については、それぞれの海域ごとに異なりますので、そこの下の米印にありますように、現在、青森県さんでとりまとめ中の漁業影響調査手法案の内容に合わせていく必要があると考えております。

続いて2ページ目です。(2)です。選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責めにより漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して必要な措置を取ること。すなわちこれは補償になります。

続いて3番です。洋上風力発電設備等の設置位置についての留意点です。(1)です。選

定事業者は、実際の設備の設置に当たりまして、海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。

(2) 番です。選定事業者は、漁業との共存共栄の理念の下、促進区域内の水深、これは今後皆様と調整していく必要があると思っておりますので記載しておりません。ある一定のエリアについては設置してはいけないエリアがあると思います。この辺りのところを明示していく必要があると考えております。

(3) 番です。その具体的なエリアについて図示する必要がありますので、別紙において図示していく必要がございます。

(4) 番です。設備の設置に当たりまして、既存の海洋構造物の保全・管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。

(5) 番です。こちらは、設備の設置に当たりまして、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等の方々との協議により、事前にこの海域での船舶の航行の安全を確認すること。

(6) 番です。選定された事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たりまして、気象レーダーとか電波受信環境等に支障を及ぼすことがないように、これら関係者と協議を行うなど、十分に配慮することとしています。

4番が、建設に当たっての留意点でございます。

建設に当たっての留意点の(1)番です。まず、事前の調査、洋上風力発電設備等の建設、安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者等へ丁寧な説明・協議を行うこと。また、地域住民に対しても、工事内容やスケジュールの周知を行うこと。

(2) 番です。モノパイルの打設音がかなり大きな音になるため、大きな騒音を伴う工事については早朝や夜間の作業は避けるなど、地域住民の生活に十分配慮することとしております。

(3) 番です。先ほどと同様に、洋上風力発電設備等の事故で既存海洋構造物へ被害が及ばないように必要な措置を取ることとしています。

5ポツの発電事業の実施に当たっての留意点です。(1)番です。設備のメンテナンスの実施に当たっても、同様に関係漁業者等への事前の説明・協議を行っていくこと。

(2) 番です。船舶の安全の確保のために、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールなどについて、事前に丁寧な説明・協議を行うこと。

(3) 番です。電波受信障害など地域住民の生活に影響が生じた場合の相談窓口をあら

かじめしっかりと設置し、明確化しておくことを記載しております。

そして、6ポツの環境配慮事項です。環境影響評価法に基づいて環境影響評価を実施していく必要がございますため、地域住民に対する丁寧な御説明や、あとは（2）番にありますように、洋上風力発電設備の配置・規模・構造等の検討に当たって、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類といったものに対する環境影響評価を実施していくことを書いております。

（3）番です。環境影響評価における予測評価には不確実性が伴うことから、工事中、供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査を実施し、重大な環境影響が懸念される場合には追加的な措置を講ずること。

（4）番です。この地域の特徴としまして、世界文化遺産、北海道・北東北の縄文遺跡群への影響について、しっかりと十分な協議を関係機関と実施した上で、遺産影響評価を実施することにしております。

最後、4ページ目でございます。7ポツに他海域と同様に、洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海（南側）の将来像を記載しております。これを別紙の資料5でお示ししておりますので、資料5を御覧いただければと思います。

こちらは地元で開催していただいております促進協議会でも御議論いただきまして、その内容を踏まえてたたき台をつくっております。

まず、前文からです。全国的に進んでおります少子高齢化・人口減少問題です。この地域でも特に深刻な問題になっております。また、漁業についても同様ですが、少子高齢化に伴う後継者問題に加えまして、気候変動に起因すると考えられます漁獲量の減少、魚種の変化に直面しております。こうした背景を十分に踏まえまして、洋上風力発電事業の推進により、この地域での新産業の育成や雇用創出による若年層の回帰・定着、交流人口の増大、継続的な漁業の発展に寄与することが期待されます。

具体的には、2パラグラフ目です。農林水産業・観光の振興等への洋上風力発電施設の活用や環境価値の地産地消・災害時のレジリエンス強化等につながる再エネ電力の供給等、様々な取組が展開されることによって、この地域がカーボンニュートラルの理念を体現するエリアとして存在感を持ちながら、将来にわたって持続的に発展していくことが期待される。

選定事業者は、この地域と運命共同体であるとの覚悟を持って、これらの課題・期待を十分に理解した上で、地域・漁業との共存共栄の理念の下、以下に掲げております取組な

どを通じて、協調・共生策に取り組んでいく必要がある。さらに、地元自治体の総合計画などに掲げる各目標達成に資する洋上風力発電を活用した取組を実施すること。選定事業者は、可能な取組については、選定後から時期を問わず順次速やかに実施していくことを期待すると書いています。

具体的に、漁業振興策、地域振興策が下にございます。

まず漁業振興策からです。①番です。漁業者の確保・育成に向けた取組、燃料確保などの継続的な漁業生産の安定化への支援、漁業施設等の改修など、若い世代が将来にわたって続けることができる持続可能な漁業及びスマート水産業の実現に資する取組。②番、種苗放流、養殖等の育てる漁業の支援、発電施設を利用した新たな漁場造成。③番、青森の魚介類の販売促進活動等による県産水産物のブランド化・販路拡大、観光と連携した漁業の推進などによる経営の多角化も見据えた漁業経営支援。④番、漁場環境の保全やブルーカーボンを含む藻場の造成等、水産資源の維持・増大に資する取組としています。

続いて地域振興策でございます。①番、地元を活用したサプライチェーンの構築、新産業の育成及び農業等の基幹産業の振興に向けた地元との協働。②番、本事業で発電される電気を県内企業や地域内の施設、これは漁業施設も含まれます、地域住民が活用するための検討や再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動等、地産地消に資する取組。③番、洋上風力発電施設を活用した観光ツアー、教育旅行の誘致、既存の観光資源の活性化等に資する取組。④番、洋上風力発電事業を契機とした地元の小中学校の児童生徒に対する環境教育の活性化。⑤番、地元港湾津軽港の積極的な活用を通じた洋上風力発電事業の円滑化、地域経済の活性化。⑥番、災害時のレジリエンス強化、地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力としております。

資料4、5については以上でございます。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございました。

本日の議題（1）他地域の協議会の状況、（2）洋上風力発電事業者への留意事項及び地域の将来像について、2つまとめて説明をいただきました。

それでは、構成員の皆様から御意見を賜りたいと思っています。方法に関しましては、第1回目と同じように、私から名簿に沿いまして順次御指名させていただきます。その順

で御質問あるいは御意見を賜りたいと思っております。時間が許す範囲、それが全部続くまで議論を続けさせていただきたいと思っております。

それでは、まずつがる市、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○つがる市

今、他地域の協議会がどこまで進んでいるのかをお聞きしました。そして今、(2)番の発電事業者への留意事項、いわゆる取決めと、あとは地元の将来像についてはたたき台を示していただきました。他地域のことについては、他地域が、第1ラウンド、第2ラウンド、第3ラウンドと進んでいくにつれて、やはり前のラウンドのいいところあるいは悪いところ、いいところは伸ばして、悪いところは削ると。国に対しては、そのようにお願いしたい。

出捐金の積算根拠、統一したルールに基づいて出捐すると。それはいいですけど、要は、発電事業者が事業として成り立たないルールで競争させることは、国の立場からするとそれがいいけれど、ただ、それが全部地元跳到返ってくるような悪しきルールについては、やはり正してほしいと思っています。

そのことから、今、申し上げた市の、地域の将来像が、そのようなルールによってゆがめられないよう公平なルールで募集していただきたい。それが、取りも直さず地元の地域の振興策にも影響するでしょうし、地元産業を育てることに影響する。サプライチェーンの構築にも影響する。やはり、国内産業として育っていかないものを、この地域が大手を振って受け入れましょう、やりましょう、一緒にやりましょうとは言えないので、そこはしっかり国も目を光らせて事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○東京大学（座長）

御意見ありがとうございました。

いかがいたしましょうか。一つ一つ、皆さんに順番にいろいろな御意見を賜りまして、最後にまとめて事務局、国のほうから御回答なり考え方を説明いただくことにしたいと思います。つがる市、倉光さんからの御意見、しっかり賜りましたので、後で回答させていただきます。

このような形で名簿順に進めてまいりたいと思います。

それでは、2番目としまして、鰯ヶ沢町から、どうぞよろしく願いいたします。

○鰯ヶ沢町

今、事務局、石井室長の説明を聞きまして、今、倉光市長もおっしゃいましたけれど、皆さん、どこの海域・地域でも共通するものはあるかと思います。良いところ取りも当然。我々、後のほうに回ってきておりますので、そこは十分検討していいものは当然盛り込んでいきたい。それでこの海域のまた特性がございますので、その辺は十分把握した文言を入れ込んでもらいたいと思っています。

当然どこの地域も過疎地域と言ったら語弊があるかもしれませんが、これを一つの起爆剤といいますか、きっかけとして、この事業をやったおかげで、この地域はこれからも持続可能な地域で、若者が定住して、人口が増えることはなかなか難しいと思いますが、減少に緩やかな歯止めがかかることにつながっていける将来像を描いていければと思います。

当然、構造物を設置するからには何らかの影響は避けて通れないと思うんです。しかしながら、ただ補償的な問題といったことだけじゃなくて、それ以外の面でも、事業として、そこは選定事業者、地元漁業関係者そして自治体が三者三様で、大学の先生方の意見も聞きながら、将来に向かって進めていければと考えます。

これを何とか、まだまだ合意形成は難しい、時間もかかるかもしれませんが、おおむね皆さん、だんだん先を見越していけている時期に入ってきているのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○東京大学（座長）

御意見ありがとうございました。

それでは、続きまして深浦町から、よろしく願いいたします。

○深浦町

この地区の将来像について、もう少し大きなビジョンを持ってもいいかと気がしています。持続的な漁業はどういうことかと考えたら、今現在の組合長の課題等々ではなくて、次の世代、10代、20代の人たちがこの地域で、漁業で暮らしていける将来像を大胆に描いたほうがいいのではないかと気がしています。

そのために何が必要かとなれば、この西海岸の最大のデメリットは冬場の波浪です。そ

れを一時、底建網という漁法の中で天然魚を最大確保できましたが、今そのような時期ではないです。ですから、沿岸での養殖事業のことを考えたときに、大胆な静穏域を何とかしてほしいという漁業者の声、なかなか深浦では難しいです。いろいろ入り組んでいるから。

だから、少なくとも、漁業者が少なくても砂浜であるつがる市あたりは、大胆に静穏域を確保して将来的に漁獲資源を確保すると。そのようなことも将来像の中に入れてほしいし、そのようなことによって、漁獲資源、加工、様々な面の波及効果があるので、そのようなことも大胆に描いたほうがいいのかと感じがします。

あと、深浦で北金ヶ沢地区に静穏域が国の事業であります。私に言わせれば中途半端です。だから、漁業者の理解を受けながら、次の次の世代が持続可能な漁業も、やっぱりこの際だから謳ったほうがいい。

以上です。

○東京大学（座長）

貴重な御意見、ありがとうございます。委員としてしっかりと御意見いただいております。ありがとうございます。

それでは、続きまして青森県漁連からお願いしたいと思います。

○青森県漁業協同組合連合会

県漁連といたしましては、各漁協の皆さんがよければそれでいいと思っています。強いと言えば、事業者が途中で撤退し、洋上風力だけ海に残った場合は、国の責任において対処していただきたい考えでございます。

○東京大学（座長）

分かりました。御希望がそのような形で出たことをしっかりと書き込みたいと思います。

それでは、続きまして車力漁協からお願いいたします。

○車力漁業協同組合

私からは、要望を何点かお願いします。

第1回目の法定協議会で、津軽港に出入りするA I S搭載船の航跡が提示されており、

有望区域内を北と西に抜ける航跡が確認できております。海域を最大限利用できる航路を新たに設定することで、風車の配置可能エリアが広がると思います。国と県にはその点をぜひ検討いただきたい。

防衛レーダーの件ですが、今後も地元が知らないうちに制限されるようなことがないようにして、それもまた海域を最大限に利用できるように事前によく調整をお願いしたい。

漁業者としては、いかに事業者と信頼関係が築けるかが重要であり、関係行政機関の長等との調整能力に係る調整実績の評価については、県内や当地で調整してきた実績も含めて評価すべきと考えます。県の評価基準検討に際しては、考慮をお願いしたい。

あと、各事業者の風車の数や位置などが書かれた資料をぜひ提出して見せてもらいたいと思います。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。まとめて、いずれにしても後で国からの方向性などは説明いただきます。

続きまして、鱒ヶ沢町漁協から。鱒ヶ沢町漁協がお二人入っております。最初に富田組合長からお願いいたします。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

私からは、とりまとめのイメージの資料4の2の（2）について、室長に伺いたいと思います。

選定事業者の発電設備出力の規模に応じて、この「応じて」は、事業者の提案規模によって金額が変動すると理解してよろしいのでしょうか。

○経済産業省（事務局）

今お答えしてよろしいですか。

○東京大学（座長）

大丈夫です。

○経済産業省（事務局）

これは、事業者が国に対して計画を提出します。その計画の中に記載されている発電設備出力に応じてなので、そんなに大きくは変わらないですが、事業者ごとに多少の差が出るものになります。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

これは私の勉強不足ですが、大体、系統募集の80%ぐらいまでは、この募集要項には抵触しないですか。

○経済産業省（事務局）

実態を申し上げますと、系統容量の大体1.0倍から1.1倍ぐらいの間で、第1ラウンドで公募した際の結果ですが、系統より上回る形で皆さん、設備容量を積んでいます。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

その場合、ここは系統の募集要項で規模に応じてではなく、ここも定額にしたほうが分かりやすいのではないですか。

○経済産業省（事務局）

それは一案としてあると思います。ここは、我々としては、提案される発電事業者の方々によって大きな差が生まれてしまうと不公平なので、今、富田さんが御指摘いただいたように、確保済みの系統容量で縛ってしまうのも一つの案だと思います。そこは最後、皆さんの意見とりまとめの段階で決めていくところだと思います。設備出力ではなくて、確保済み系統容量に掛ける形にするのはあると思います。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

あと、今1.1倍云々の話をいただきました。そのところは、風車とか送電規模に応じた過積載を加味できることでいいですか。

○経済産業省（事務局）

そうです。今まさに御指摘いただいた過積載がそれに当たります。系統容量に対して1.

0倍から大体1.1倍の設備で計画されるのは、すなわちそれは過積載です。過積載は認めております。実際は、系統容量の数字よりは、過積載した上での設備容量で計算したほうが、若干この共生基金額が増えるので、設備容量にしてきただけであって、一方で事業者によって金額にばらつきが生じない観点からいけば、富田さん御指摘のように系統容量で縛ってしまう方法があります。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

250円と30年は定数ですから、あとは掛け算として発電の設備出力のところの上下で基金は動くと思います。我々としては、過積載を含んだ系統募集要項の1.1倍の形で進めていただきたいのが本音でございます。

あともう一つ、占用期間の30年は前回も協議会で室長に質問しましたが、延長した場合、この基金の取扱はその後どうなりますか。

○経済産業省（事務局）

これは、実際30年たった後に仮に延長するときの想定になります。今回の協議会のとりまとめは、あくまで30年間の占用許可に当たっての条件になっているため、さらに30年たった後の先について継続していくとなった場合には、新たな条件をしっかりと整理して提示していくことになります。このことから、30年たった後の共生基金は、また別途、共生基金を積むのが本来あるべき姿になります。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

とりまとめの中に、30年過ぎて延長の協議に入るところは、これに書き込むことはできないですか。

○経済産業省（事務局）

この法定協議会のとりまとめの中身自体が、あくまで促進区域として指定し、そして30年間にわたっての占用を許可する上での条件です。厳密に言うと、あえてその話を書かなくとも、この話は30年間までになります。

もし必要であれば、この30年よりも超えてさらに継続する等の議論があった場合には、その際には別途また条件について協議し直すのは、書かずとも含意されていますが、書く

ことは可能だと思います。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

できましたら、我々は現在このように協議会で協議していますが、30年後のことを考えたとき、先ほど吉田町長もおっしゃいましたが、次の次の世代のときにその約束事が全くないのであれば、やはり30年後に附則の感じでもいいです。別途そこについてはやはり担保として、次世代、次々世代の方が引き続きこれに協議できる文言を入れてもらえると、その辺は担保できると思っています。どうでしょう。

○経済産業省（事務局）

今後事務局で検討していきたいと思いますが、御指摘ごもっともだと思います。あくまでこれは、最初のという表現が正しいかはありますが、30年間にわたっての海域占用許可に係る公募の話になっていきますから、それ以降については別途協議していくことを明文化する。これは次々世代とかそのさらに先の世代の方々のことを踏まえても、しっかり明記しておいたほうが安心だと思いますので、そのようなことは可能だと思います。いずれにしても少し検討させてください。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧鱒ヶ沢漁業協同組合）

よろしくをお願いします。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。今、個々に回答させていただきました。また、必要なときにはまとめて議論させていただきたいと思います。

では、その次にもうお一方になりますが、鱒ヶ沢町漁協との形で、石岡副組合長にお願いいたします。

○鱒ヶ沢町漁業協同組合（旧赤石水産漁業協同組合）

私からは、地元との共存共栄、地域振興策をしっかりと進めてほしい。ただそれだけです。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。もう本当に当然の御指摘だと思います。後でまたまとめて回答いただくことにいたします。

それでは、続きまして新深浦町漁協にお願いいたします。

○新深浦町漁業協同組合

先生方がみんな言ってくれましたから、大して言うこともありません。ただ、前文にあるとおり、確かに担い手不足、これを何とかして解消したい。

そしてまた、ずっと以前から考えていたのが、ゴミです。海岸のゴミ、海底のゴミ。海はもう限界です。もう海岸線に至っては足のつき場もないと。一回偉い人たちに見てほしいですが、相当なゴミです。我々もこの環境、海そのものを子孫から借りている意識を持っていますから、健全なものとして返さねばならない意識です。ぜひ今の洋上風力を何とかして利用して、ゴミを一掃したい思いです。観光という目的の中に含まれると思いますが、ぜひごみは何とかして処理していただきたいと。そしてまた、ゴミを処理することが一つの産業にならないかということも考えていました。

それから、あまり横文字を使わないでください。理解できません。辞書を開きながら読むのは大変です。何とかそこら辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○東京大学（座長）

御指摘ありがとうございました。また後で回答させていただきます。

その次が風合瀬漁協様、お願いいたします。

○風合瀬漁業協同組合

当漁協は、この期に及んでまたマグロがいなくなるのではと心配しているところではありますが、思うところはほかの漁協と同じであります。私からは特にございません。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして底引網漁業者会さんからお願いいたします。

○青森県日本海機船底引網漁業者会

今後の県でとりまとめる漁業影響調査の部分で、我々今を大切にしようとしている者もいるところで、しっかりと前例になられている各地域の案を踏まえて、我々としてできるもの、やっていただきたいもの、それを一つ一つ不安の解消材料になるようなもので先に進めていければと思います。これからの漁業影響調査の方法やいろいろその辺の話の部分で、青森県も少し頑張ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、内航総連ですが、これはリモートでしょうか。

○日本内航海運組合総連合会

ありがとうございます。国内の貨物船業界の団体で、船舶の安全に係る委員会の事務局をしています畑本と申します。私から3点発言させていただきたいと思います。

まず、最近このような洋上風力発電の会議が増えまして、それに頻繁に出席するようになりましたが、船舶の安全運航と我々が一言で言っても、一般の方には理解できていないことに最近気づきました。そこで、まず資料4の2ページ目、3ポツの（5）について、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認することとあります。この部分の航行の安全の後に、括弧書きで構わないので「船舶のレーダー、通信機器への影響も含む」としていただきたいのが1点目です。

次に、同じく2ページ目になります。4ポツの（2）、工事の作業内容や時期、作業船の航行等と漁業の操業等について適切に調整することとあります。漁業の操業等の後に、「及び付近を航行する船舶との安全確保」を加えていただきたいのが2点目です。

最後は語句の修正になります。3ページ目5ポツの（2）です。2行目、船舶の運航ルールと書かれておりますが、漁船も含まれておりますので、船舶の「交通ルール」がいいと思います。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○東京大学（座長）

御意見ありがとうございました。これにつきましては、また後でまとめて回答させていただきます。

続きまして、これからは個人的な立場での委員ということで、私は座長ですのでここでの意見は控えさせていただいて、必要なときにまた言わせていただきたいと思います。

続きまして、弘前大学の本田先生、お願いいたします。

○弘前大学地域戦略研究所

御説明ありがとうございました。

特に資料の5番目です。将来像に関するたたき台のところ、項目のリストアップが多岐にわたってされております。恐らくこの項目は、30年間の中で順次進められていくものと理解しております。

どうしても今現在では公募が目前面に出てくると思います。運用している期間、30年間の中でこれらの進捗状況をモニタリングして、必要であれば軌道修正することが、恐らく皆さん共通で思っておられると思いますため、そのところを少し明文化されたらと感じます。特に地域にとっては持続可能性がとても大事な要素だと思いますので、御一考いただければと思います。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、同じく弘前大学の桐原先生、お願いします。

○弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室

感想と確認を1つずつ申し上げます。

まず感想になります。資料5に示された漁業振興策は、いずれもこの地域の漁業生産や漁家所得の向上に必要な内容が包括されていると思います。その中でも④に藻場造成が触れられていますが、申し上げるまでもなく藻場は海洋生態系の基礎をなして、漁業生産上重要な役割を果たしています。ブルーカーボン、横文字ですが、海藻が固定する炭素にまで目を向けてくださったことは、海藻増養殖に関わってきた者としてもありがたく思った

次第です。

青森県の日本海沿岸は、岩礁が卓越して美しい豊かな藻場が見られる海域も海も多くありますが、一方で藻場がなく砂層が広がる海域もありますので、洋上風力の導入をきっかけに藻場造成がこれまで以上に進展することで漁業生産、ブルーカーボンにとどまらず、生物多様性、OECMなどいろいろな地域への貢献が期待できるかと感じたところです。

もう一点は確認です。資料4の2に示された共生基金は、これに地域や漁業との協調・共生策の実施に活用できると読めましたが、一方で漁業影響調査の項目には、選定事業者が漁業との協調・共生・振興策について関係者と協議して漁業影響調査を実施すると、同じ文言が使われているので少し気になった、混乱しましたが、選定事業者が行う漁業影響調査の費用は、基金が用いられることが前提になっているのでしょうか。それとも基金とは別に、選定事業者が独自に漁業影響調査を行う、あるいは協議会で決めることになるのか、教えていただければと思います。

○東京大学（座長）

御指摘ありがとうございます。この後でまた回答させていただくことになると思います。続きまして、日本エネルギー経済研究所の工藤さん、お願いいたします。

○日本エネルギー経済研究所

どうもありがとうございます。私自身、前にも申し上げたとおり、この協議会は銚子沖から始まって5つ目として参加させていただいております。そういった複数の協議会に参加させていただいて、いろいろ頭の中が整理されてきたことは、今まさに議論している協議会意見は、入札される事業者の方に向けたメッセージになることです。当然、その後、選抜された事業者の方は、ここで書かれたメッセージに応える、覚悟を持って事業参画してくるものだと私は認識しております。

先ほどから、このようなことを考えられるのでないか、このようなことも入れてほしいということは、しっかりと事業者に対するメッセージとして伝えるべく最終的なとりまとめを行うことだと理解しているので、そのような様々なこの地域の特徴に合わせた中身になることが、私自身は皆さんとの議論を通じて期待される場所と思っています。

ただ、先ほどもいろいろ御意見あった中で、複数の協議会意見のとりまとめが行われてきて、事務局としても、ある意味、重要な共通項目と、地元の特徴をきちんと反映させる

べき事項の識別が明確にされてきていて、今のこの骨子が出てきていると思っております。この地域の特徴をこの骨子案の中に肉づけしていくことが、最終的な皆さんの間での協議会としての合意をする意味で、非常に重要なプロセスになると認識しております。

そのような中で、先ほど来、30年の話とか出ていましたが、ここの例えば漁業影響に対する懸念をどう考えて取り組んでいくか。共存共栄をどのように進めるかということと30年は、必ずしもリンクしていない。私の理解では、実際にこの事業が動き始めて、いろいろな意味で出捐金も含めた共存共栄策なり漁業影響に対するいろいろな調査等を行っていったら、結果として30年を超えてもこの地域が発展していく流れに乗せていく。そのような形が、事業者と地元とで協議して進めていく継続的なプロセスだと認識しています。

そこでは当然、基金が多いほうがいろいろできるかもしれない。でも、逆に言うと、幾ら基金があったとしても、みんなと実際に実現可能なものと考えて進めていくことをしなければ、このような共存共栄といったことも実現しないかもしれない。大事なことは、事業者も含めて、皆さんと継続的に議論しながらそういった取組を継続すること。そのきっかけがこの洋上風力の発電の建設であり、そして運営である。事業そのものもしっかりと持続可能な、経営的な観点で可能なものであるべきだし、そしてそのような事業者も含めて、しっかりとこの協議会プロセスを継続して、共存共栄策なり何なりを検討していくことを今後も進めていく。ただし、そこで取り組むべきことは、30年で終わりではなく、その後も続くような取組を検討していくべきものだと、私自身は理解しております。

このため、実際問題として、皆さま方が今考えている懸念等については、しっかりとこの協議会意見とりまとめに提起していただいて、皆さんで合意できるものをつくり上げていくことについては、繰り返し言いますが、このようなプロセスが大事だと、私自身は理解しています。

最後に1点です。将来像のところ、環境教育の重要性を書いておりますが、なぜ洋上風力が必要かといいますと、気候変動問題だけではなく、レジリエンスという、実際問題として系統電力が停電してしまった場合でも、分散型電源はそれを補完できます。言わば強靱化との言葉が最近叫ばれているわけですが、それは気候変動ではなくて、実はエネルギーの問題です。このことから、できればエネルギー／環境問題、エネルギー／環境教育といった形で、子供たちも含めて啓発してもらいたいと思った次第です。

以上でございます。

○東京大学（座長）

多方面にわたりました広い御意見、ありがとうございました。また必要であれば、この後、また委員からも御意見も伺いたいと思います。

それでは、私の指名としては最後になりますが、海洋産業研究・振興協会の中原さん、お願いいたします。

○海洋産業研究・振興協会

御指名ありがとうございます。中原でございます。

まず、資料4の意見とりまとめのイメージでございます。説明にもありましたように、また皆様からのコメントにもありましたように、これまで他の地域で順次とりまとめがなされてきています。いい意味で横並びであり、それらを反映して、いい点はいい点で書かれてきていることで非常によい内容であるとの印象を持っております。

また、その中でも、これは私も工藤さんと同じようにほかの協議会でも委員を務めており、そこでも発言してきていますが、基金の公平性・公正性・透明性の確保の部分については、資料4の2ポツの（3）のところに、基金への出捐等の額、使途その他と書いてあります。出捐とは、入りです。使途は、出で使い道です。何にどのように使っていくのか。これについて、きちんとした、その次の（4）の行の最後に出ております運用体制について、これをきちんと整えていくことがこれからの重要な課題ではないかと、繰り返しコメントさせていただきたいと思っております。

資料5で将来像が出ております。この中で前文の第3パラグラフの冒頭に、選定事業者は、当地域と運命共同体であるとの覚悟を持って、というこれまであまり見られなかった文章が字になっていることが、なかなか印象的に私は受け止めたところでございます。これは、選定事業者も地域も両方WIN・WINの関係で、ベターからベストに近づくように相互に努力をする、そのような精神だと思います。

これらを受けて選定事業者が公募占用計画を立てるときには、とりまとめイメージと将来像のこの精神を十分取り込んで公募占用計画を提出して、その中で一番いい事業者が選定される仕組みがいいと思います。

あとは細かな点ですが、資料5の中段、斜め括弧、漁業振興策の②のところで、種苗放流、養殖等の育てる漁業の支援とあります。通常、水産の関係では、つくり育てる漁業というのが決まり文句的フレーズと思うので、わざわざ「つくり」の3文字を削らなくても

よいのではないかと思います。

その次に、発電施設を利用した新たな漁場造成との言葉が使われていますが、ここで先ほど深浦町からだったでしょうか。もう少し大胆なビジョンを、将来のビジョンをとの発言がありました。洋上風力発電施設、洋上風車群、横文字で言うとウインドファームですが、風車群の占有する海洋空間の有効利用のことで、そのような大きな考え方も打ち出してもいいのかと思います。

ただ、私は技術屋ではないのでよく分かりませんが、風車群ができることによって静穏海域が造成できればいいですが、風車と風車の間は結構間隔が空いて配置されます。波はその間を多分通り抜けてしまうので、強い風浪、とりわけ冬場の強い風浪に対する防護はなかなか難しいと考えられます。しかし、何かこの海洋空間を利用して、例えば冬場には、養殖施設を水面下一定の水深に沈めて、波の影響を受けないような沈設式の養殖を考えると、30年ぐらい先の水産技術も想定して少し考えてもいいかと思いました。

最後に、地域振興策のところの③で観光ツアー、教育旅行の誘致、その次の④で環境教育が出ております。実際問題として、ヨーロッパの風車群、ウインドファームができたところには、ほとんどの地域においてボートツアーという新しい産業と言ってもいいぐらいの活動が出てきています。当然のことながら、地元の海のことを一番よく知っているのは漁業者の皆さんであるため、このボートツアーが、観光業者のノウハウも活用しながら、地元の漁業者にとっても1つプラスアルファ的なものになっても良いと思います。

用語としては、その次、③の観光ツアーの次、教育旅行と書いてありますし、④にせつかく環境教育とありますから、工藤さんの発言にもありましたけれど、ここは環境再エネ教育という言い方を打ち出してもらっていいかなと思いました。

以上のような点で、これからこの青森県沖日本海（南側）の取組がよりいい方向であることを願っております。

以上でございます。

○東京大学（座長）

広い範囲からの指摘、ありがとうございました。

これで構成員からの発言が一通り終了いたしました。御回答をと思いますが、その前に、オブザーバーの防衛省から事前の発言希望をいただいていると伺っております。防衛省いかがでしょうか。ここで御発言を御希望でしょうか。

○防衛省（オブザーバー）

ありがとうございます。防衛省です。一言申し上げさせていただきたいと思います。

第1回、第2回の協議会でも申し上げさせていただいたところでもあります。この区域、青森県沖日本海（南側）区域におきましては、近傍に御案内のとおり航空自衛隊車力分屯基地がございます。そちらには弾道ミサイル対処や防空等の任務に従事する部隊が配置されておりまして、今回議論されている区域について、設置される風力発電設備の位置や高さによっては、その部隊の運用に影響が生じる可能性があります。今後、今回の区域が促進区域として指定される場合には、公募占用計画に従って選定される事業者が設置し維持管理する風力発電設備が自衛隊の活動に影響を与えないことを、防衛省として確実に確認させていただきたいと考えております。

したがって、今後、再エネ海域利用法に基づいて、経済産業省、国土交通省が定めることとなります公募占用指針にその旨を盛り込んでいただくことを検討させていただきたいと思えますし、協議会意見への考慮についてもお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

それでは、これまで構成員の皆様から様々な御発言、御意見をいただきました。それに対して、事務局からまとめて御回答をよろしく願いいたします。

○経済産業省（事務局）

皆様、いろいろと御指摘、御質問を含めていただき、ありがとうございます。ちょうど今、防衛省から最後にコメントがありましたが、途中で車力漁協からも防衛レーダーのお話がありました。私から防衛省に確認があります。よろしいでしょうか。

○防衛省（オブザーバー）

どうぞ。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。今、御説明いただいた内容は、レーダーに干渉するといけないので、発電事業者が国に計画を提出する際には、防衛省の確認を取ってくださいとのことだったと思います。つまり高さのところだと思いましたが、現在、示されております海域、区域の案からさらに区域が削られることがあるのかとの観点で多分皆さん、懸念を示されていたと思います。区域が削られることがあるのかどうかという点について御説明いただければと思います。

○防衛省（オブザーバー）

今、御指摘のとおり、風力発電設備の高さや場所によっては、レーダーに影響、干渉を与えるおそれがあることを懸念しているところであります。ただ、事業者には高さや位置について相談いただきまして、調整によって影響を回避や軽減することが可能でありますため、区域自体を削減や縮小していただく必要はないと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。

では、いただいた御意見や御質問に対して、私からコメントさせていただきたいと思えます。いろいろと御意見いただいたので順不同になってしまうと思えます。申し訳ありません。

まず、第1ラウンド、第2ラウンド、第3ラウンドと今後進むにつれて、いいところはそれを踏まえて、悪いところは改善との御指摘をいただきました。先ほど来御説明しておりますように、将来像を含めたこのとりまとめは、発電事業者を公募する際の公募条件になります。したがって、将来像の中で書かれている共生策が計画の中に踏まえられていないものは、失格になっていきます。あとは、我々は資金収支計画をしっかりと確認することにしておりまして、資金収支計画がしっかりしていないものについては、実現性のないものとして失格になります。

あと、先ほど申し上げたこの共生策のところを含めて、どのように評価していくかとの話です。これがまさに第1ラウンドから第2ラウンドに向けて変更したところでございます。この将来像を含めたとりまとめを皆さんとつくっていくわけですが、この協議会の構成員の方々にも、発電事業者から提出された計画、そのうち例えば地域の自治体との調整

能力や経済波及効果に関するところ、あとは共生策、漁業振興策、地域振興策ですが、そのような計画については、実際に構成員の皆様に見ていただきます。ただ、発電事業者名はさすがに伏せた形になりますし、守秘義務等を少し課した形になると思いますが、見ていただいて、その上で御意見をいただいて、県知事はその評価を行うと。いただいた県知事の評価を踏まえて、我々は総合的に評価をする形になります。

それから、国内産業として洋上風力が育っていく御指摘もいただきました。ここについては、公募の中では、我々は審査をする際には、電力安定供給をかなり高くウエイトを置いて評価をしています。これは第1ラウンドよりも配点的には高くなっています。具体的には、電力安定供給の中で何を見るかという、事業者が提案するサプライチェーンの形成計画を見て評価していきます。さらには、この評価制度とは別に、サプライチェーンに対する補助制度も実施しておりまして、国内にそのような設備を投資する事業者に対して、国としても補助金を交付することによって設備投資を促すことをしてございます。

それから、将来像について、もっと大きなビジョンを持って書いていくべきではないかとの御指摘をいただきました。これについては、まだ今日お示ししたのはたたき台ですので、これから地元で開催いただいている促進協議会もあります。そのような場も通じながら、もっと大胆に記載していけるものについては記載していきたいと思っています。

他の海域でも、我々は何度も地元にお邪魔をして、実際に将来この地域をどうしていきたいのかを、忌憚なく御意見いただきます。いただいた御意見を踏まえて我々は紙に落とし、それを繰り返し繰り返しやっていきますため、その作業を通じて、この将来像をさらに洗練させていきたいと思っています。

事業者が途中で撤退した場合、海に残ったものを国の責任対象にとのお話がありました。これは、説明を割愛してしまいましたが、事業者が応募した際、我々に提案をいただきます費用のところ、最初から撤去費用を計画の中に積んでいただくことにしています。したがって、撤去費用が積まれていない事業者はその時点で失格になります。さらに、撤去費用を積んでいたとしても、途中で撤退する場合には承継していただく必要があります、その部分も含めて法律で担保しております。

それから、車力漁協からありました、津軽港のA I S搭載船の話です。これについては、詳細を別途伺わないと分からない部分もありますため、県庁さんとも相談しながら、今後区域をどうしていくのかを具体的にこれから図示していく必要がありますため、その際に中身を詰めていきたいと思っています。

防衛レーダーの話は、先ほど防衛省からありましたとおりです。

風車の設置場所の地図のお話がありました。風車の配置図については、まだこれは公募前です。事業者が決まっているものではないため、特定の事業者のものを提示することは難しいと思います。他方で、風車を設置してはいけないエリアを考えていく中で、その上で風車を設置できないエリアを除いた場合にどういった間隔で風車が設置され得るのかをどのように示せるか、一度事務局のほうでも考えさせてください。

富田さんから御指摘いただいた件は、先ほど御質問の中で回答いたしました。共生基金の話については、過積載を含めた形での設備容量で計算することと、あわせて、30年を超えて継続する場合の話です。その場合には、継続した後のときは別途共生基金をつくっていくこと、その際の新たな共生策についてはしっかり協議していくことについて、しっかりそれを記載していく方向で検討したいと思います。

漁業影響調査手法についてコメントを何点かいただいております。これは地元の漁業の実態をしっかり踏まえた形で漁業影響調査手法をつくっていく必要があります。その際には、魚の種類も踏まえた形にする必要がございます。ここについても県庁とも連携して、しっかり対応していきたいと思います。

あと、これは小枝さんから御指摘いただきました。私、海岸にそれほどまだ足を運べていないです。申し訳ございません。青森には何度かお邪魔しておりますが、海岸線をまだ歩いていない。これは少し反省しております。実際にゴミの状況を見てみたいと思います。もっと現場を訪問して、現場の実態を踏まえた形での将来像というものがしっかり書けるようにしていきたいと思います。

あと、横文字を減らします。なかなか横文字にしかならない部分は、そこは極力修飾語を補うようにしたいと思います。できる範囲で私たちも対応します。

あと、内航総連から御指摘いただいた3点ございました。航行の安全には、船舶の通信、レーダーを含んだお話と、付近を航行する船舶の安全確保の追記の話ですとか船舶の交通ルールについてです。この3点について今後検討してまいりたいと思います。

本田先生から御指摘をいただきました将来像については、将来にわたって長く見ていくため、軌道修正をしていく可能性があること。この明文化が必要ではないか。この御指摘はそのとおりだと思います。先月末ですか、促進協議会を地元で開いていただいたときも、30年にわたって見通せないところもあるとの御指摘がありました。したがって、最初の10年で実施するものを念頭に置いて記載するなど、工夫も必要ではないか、例えばです

が、そのような御指摘があったところです。今後、将来像を記載していく中で、これは皆様とよく議論していきたいと思います。

桐原先生から御質問いただきました漁業影響調査については、共生基金の内数で実施するのかです。こちらについては、これは共生基金の外で実施するものです。第1ラウンドの海域では、漁業影響調査も含めて共生基金で実施している事例がございます。ただ、第2ラウンド以降は、とりまとめの中で、漁業影響調査は将来像を実現するための共生基金の別、外数で行うとしています。

中原先生から御指摘いただいた点です。運命共同体との言葉が印象的でしたとの御説明ですが、私はかなり大事なフレーズだと思っています。第1ラウンドの選定事業者、秋田の港湾含めたプロジェクトを見ていますと、実際に事務所、場合によっては支店です。会社の支店を何十年ぶりかに秋田に設置して、さらには洋上風力の関係者がその地域に移住して、実際地元の方となって一緒に共生策もやっていく、事業を進める事例が出てきます。

私はそのような形で地元の方々と一体となって一緒になってこの地域の将来を考えていくことがやはり大事です。そういう覚悟のある方々であれば洋上風力はできないと思います。そのような観点から、運命共同体というフレーズについてはしっかりと残していく必要があるのではないかと思います。

いずれにしても、将来像については、御地元の構成員の方々の御意見を最優先にして、御地元での議論をしっかり踏まえた上でとりまとめていきたいと思っております。

私からは以上です。

○東京大学（座長）

御回答ありがとうございました。

ただいまの回答などについて、どうしても確認をしたいことがございましたら挙手をお願いしたいと思います。一応皆さんから御意見を賜りました。それに対して、今、事務局から回答がありました。どうぞ。

○深浦町

事業者選定の中での、先ほど将来像の当地域と運命共同体の話。恐らく今まで見たことがないようなゼネコンと言われる企業体が入ってくる事業だと思います。ゼネコンは総合

的な事業者でございますので、地域課題で抱えている、組合長が抱えている、さっきごみの話も出ましたけれど、そのようなものは今までリンクしなかったので諦めた点がありますが、私たちはこのようなことができますと現場に行って詰めていただければ、相当理解が進むと思います。

考えただけでも、廃船もあるし、海岸ごみもあるし、様々なものについての組合長としてのジレンマ。ただし、私たちのノウハウから言えば、結構ハードル低くできますとの腹を割った議論もこれから必要となるため、促進区域になってもそのようなこと、話し合いを詰めていくことでしょう。それはすごくありがたいことです。まだまだ出てきます。これに載っていない様々なこと。そのことによって理解が進むことが運命共同体になると思うので、そのことも大事にしていきたいと思います。

○東京大学（座長）

御意見ありがとうございました。

○経済産業省（事務局）

どうもありがとうございます。促進区域になった後も、当然我々、この法定協議会は続きますし、選定事業者が決まった後も選定事業者が加わった形で続いていきます。さらには、とりまとめに向けても、我々は実際現地に入って海岸線を本当に歩いているので、しっかり確認したいと思います。あと、果たして、地域振興策、漁業振興策がゼネコンだけでできるかという、確かにゼネコンだけでは難しいと思います。

実際に審査する際には、第1ラウンドも選定事業者、これは三菱商事のコンソーシアムです。販路開拓支援をしっかり進めていくために、そのための実施体制を別途つくっています。今、町長はゼネコンと言われましたが、実際本当にそのような共生策を実施できるだけの人員やノウハウを持った人たちも、当然見ていく必要があります。

ただ、いずれにしても将来像をしっかりつくり込んでいくことが大事になります。我々、何度もまた現地に入らせていただければと思います。ありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、本日の議題については以上になります。事務局より何か補足がございますで

しょうか。

○経済産業省（事務局）

国のほうは大丈夫です。

○東京大学（座長）

事務局として、青森県からよろしくお願ひいたします。

○青森県エネルギー総合対策局

青森県でございます。先ほど底引網漁業者会、嶋元会長から、これから県が行う漁業影響調査にしっかり対応していただきたいお話がございました。適切に対応したいと思っておりますが、その上で、漁業影響調査手法案のとりまとめの今後のスケジュールについて、少しお話しさせていただきたいと思っております。

地元の協議会からの御依頼を受けまして、青森県産業技術センター水産総合研究所におきまして、先月、本海域の漁業影響調査手法案のたたき台を作成いたしました。現在、そのたたき台について、漁業関係者の皆様の御意見を伺いたいとのことで、ヒアリングの日程を調整したいと思っております。今後の予定といたしましては、今月、5月中にはヒアリングを実施した上で、いただきました御意見の内容次第ではありますが、6月中をめどに原案のとりまとめ作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○東京大学（座長）

青森県からの御説明がありましたが、よろしいでしょうか。御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、どうぞ、本田委員から。

○弘前大学地域戦略研究所

1つだけ言い忘れていまして。前回の第2回の折に、港湾の話を少しさせていただきました。今回の将来像のほうで、津軽港、これは多分、県管理の港ですが、そのほか、国管

理の港の話も前回、話として出たと思います。どちらかというと国管理ですから国交省の管理になると思います。促進区域にプロジェクトを立ち上げる話と並行して、港のインフラの整備についても国にいろいろ御尽力いただけたらと思ってよろしいでしょうか。

○国土交通省（事務局）

国土交通省からお答えします。今、先生がおっしゃられたのは、いわゆる基地港湾に係る部分だと思います。こちらは、今後その案件の進捗状況を踏まえまして、既存の基地港湾も示されておりますので、そういったところを最大限活用しつつ、基地港湾の条件を照らし合わせて今後検討していくことになろうかと思えます。

以上になります。

○弘前大学地域戦略研究所

青森県としては、基地港湾に昨年度、たしか手を挙げておる状況です。よろしくお願いたします。

○東京大学（座長）

御意見どうもありがとうございました。もし進むことがありましたら、港湾設備を含めて、あとメンテナンス港もあります。全て順調に進むことを祈っている次第でございます。

さて、これでよろしいですか。皆さん、特に言うておくことはございませんか。

本日は、皆様から今後につながる大変重要かつ前向きなコメントを多数いただきました。本当にありがとうございました。国及び県の事務局においては、本日のここに行われた御議論を踏まえて、次回の協議会について私から2つお願いがございます。1点目は、関係者との調整を経た漁業影響調査手法の案を示していただきたいことでございます。2点目は、協議会意見のとりまとめの案を示していただきたいこととなります。それを踏まえて次回協議会で議論させていただくということになると思えます。

皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思えます。次回、第4回となると思えますが、夏頃をめどに開催できれば幸いだと考えているところです。よろしいでし

ようか。夏頃を目指して、先ほど私から２点お願いをさせていただきますので、ぜひそれをまとめて進めていただきたいと思います。

それでは、本日も御多忙のところ、熱心に御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。これにて委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —